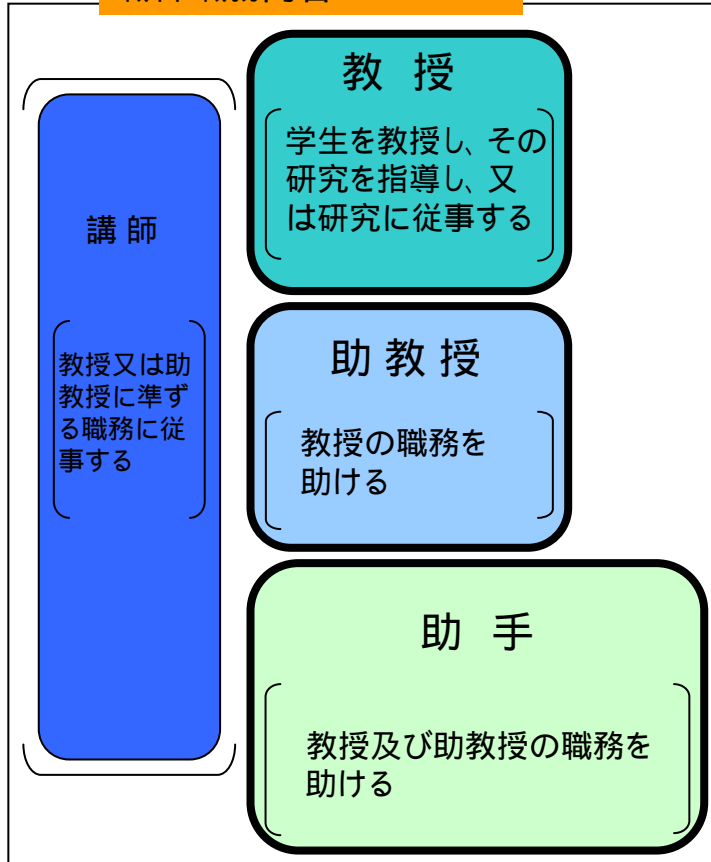


大学の教員組織の在り方について(図)

現行制度

学校教育法上の職の種類と
職名・職務内容

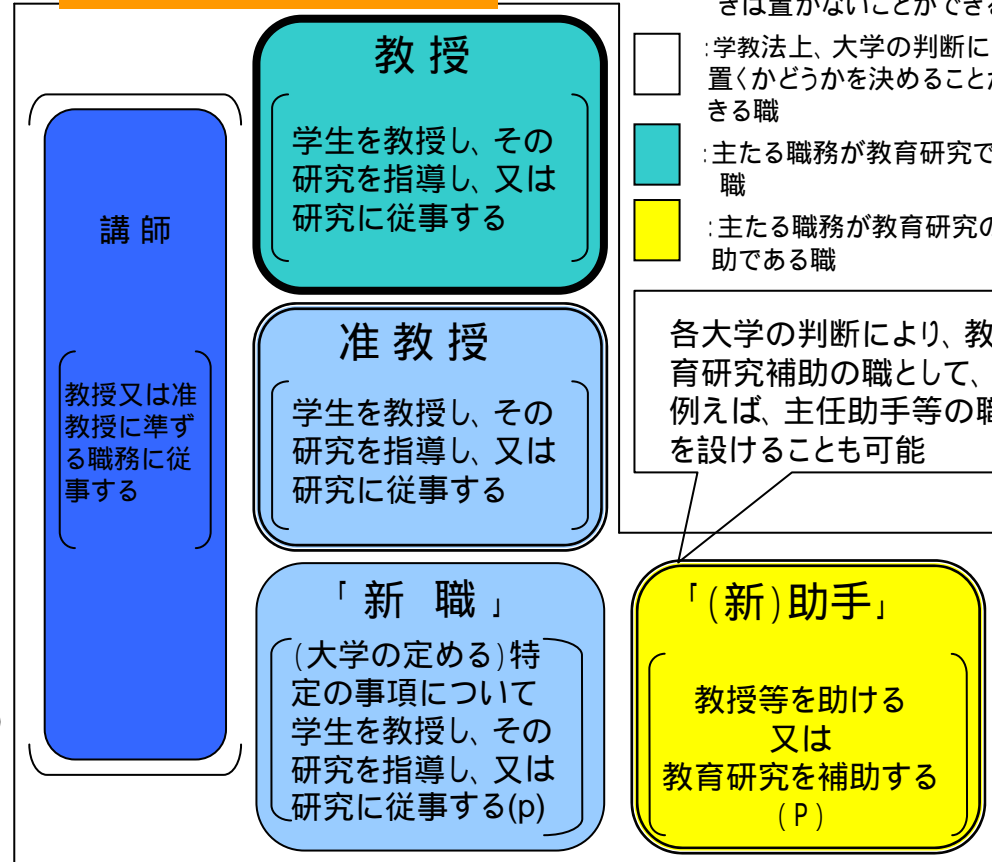


+

大学設置基準上、講座制・学科目制を例示し、その内容を詳細に規定

新しい制度

学校教育法上の職の種類と
職名・職務内容



+

- 大学設置基準等上、各教員の分担及び連携の組織的な体制の確保や責任の明確化について規定を新設
- 大学院設置基準上、各教員が役割を分担しつつ連携して、組織的に大学院生の教育を行う体制を確保するよう配慮すべき旨の規定を新設

- : 学教法上、置かなければならない職
- : 学教法上、置かなければならないが、特別の事情があるときは置かないことができる職
- : 学教法上、大学の判断により置くかどうかを決めることができる職
- : 主たる職務が教育研究である職
- : 主たる職務が教育研究の補助である職

各大学の判断により、教育研究補助の職として、例えば、主任助手等の職を設けることも可能